



最高裁判所判事

おきのまぐみ

沖野眞己

昭和三十九年一月二日生

略歴

奈良県生まれ。平群東小学校、平群中学校、大阪教育大学教育学部附属高等学校平野校舎（AFS交換留学プログラムによる米国ミネソタ州・ブレインビュー・ハイスクール）、東京大学法学部を卒業、米国・ヴァージニア大学ロースクール修了（LL.M.）。
昭和六一年一〇月 司法試験合格
昭和六二年 四月 東京大学法学部助手
平成 二年一〇月 筑波大学社会科学系専任講師
五年 四月 学習院大学法学部助教授
一一年 四月 学習院大学法学部教授
一四年 四月 法務事務官（法務省民事局総務課法務専門職・法務省民事局付）
一六年 四月 学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大学院）教授兼法学部教授
一九年 四月 一橋大学大学院法学研究科教授
二二年一〇月 東京大学大学院法学政治学研究科教授
令和 七年 四月 東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和七年一〇月二〇日 第三小法廷決定
全体が包括一罪を構成する業務上横領の事案について月ごとの横領金額を明示した訴因に対し一部の月の横領金額につき訴因を上回る金額を認定するに当たり訴因変更手続を経なかったことに違法はないとした（全員一致）。
- 二 令和七年一〇月二一日 第三小法廷決定
コンテナ倉庫が刑法一三〇条にいう「建造物」に当たるとした（全員一致）。
- 三 令和七年二月一〇日 第三小法廷決定
病院の診療録中、刑法法三二三条二号により採用された出所不明確な記載を受傷直後の被害者による申告事実の認定に用いた第一審判決の認定判断を違法とした（全員一致）。
- 四 令和七年二月二三日 第三小法廷判決
住宅の液化石油ガス消費設備につき、無償配管の慣行のもと、配管の設置費用等に関して、所定の期間経過前に消費者が液化石油ガスの供給等契約を終了させる場合に所定の金額を液化石油ガス販売業者に支払う旨を定めた条項が、消費者契約法九条にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たり、かつ、平均的な損害は零であるとして、その全部が無効になるとした（全員一致）。
- 五 令和七年二月二三日 第三小法廷判決
液化石油ガス供給のために戸建て住宅に設置された消費設備に係る配管等につき当該住宅に付合しており民法二四二条ただし書の適用もないとした（全員一致）。
- 六 令和八年一月二〇日 第三小法廷判決
弁護士がその職務に関して預かり保管する金員を管理するため開設した「預り金口座」に係る預金債権について、それが信託財産に属する財産であるとして弁護士固有債権者の差押えを排除できるためには、信託契約の成立要件として少なくとも信託の目的についての合意の成立を具体的に主張する必要があり、また、信託財産に属する財産であるかどうかは事実審の口頭弁論終結時を基準として判断されるべきであるとした（全員一致、意見付加）。

裁判官としての心構え

最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に応えていきたいと思っています。